

## 武雄市庁舎飲食喫茶施設運営事業者募集要領

### 1 趣旨

本要領は、武雄市庁舎利用者の便宜を図り、日常的に幅広い世代の人たちが気軽に集まれる交流の場とするための飲食喫茶施設運営を行う事業者の公募選定に関し必要な事項を定めるものです。

### 2 武雄市庁舎の概要

- (1) 名称 武雄市庁舎
- (2) 所在地 武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10
- (3) 開庁時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- (4) 閉庁日 ①日曜日及び土曜日  
②国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日  
③12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- (5) 職員数等 庁舎入居職員数： 約 4 0 0 人  
来庁者数(想定)： 約 1, 4 0 0 人／日 (平均)

### 3 飲食喫茶施設

#### (1) 概要

- ・位置 武雄市庁舎 1 階 (ホール手前)
- ・面積 ①厨房 27 m<sup>2</sup>  
②飲食スペース 約 60 m<sup>2</sup> (屋内共用部分)  
※屋外テラスも利用可能
- ・座席数 ①屋内共用部分 19 席程度  
②屋外テラス 15 席程度  
(隣接する市民ホールへの持ち込み飲食も可能です。)

#### (2) 営業条件

- ① 営業形態は、食事及び飲食物の提供とします。(アルコールの提供は不可とします。)  
必要により印紙等(収入印紙、佐賀県証紙、切手等)の販売も依頼します。
- ② ランチタイム以外は食事以外の飲み物等の提供などホールの賑わいの創出に努めてください。ホールの賑わい創出について募集内容以外に企画提案を行うことも可能です。
- ③ 営業日時は、庁舎開庁日時を基本としますが、閉庁日時についても営業することは可能です。
- ④ その他必要な条件については、別紙『武雄市庁舎飲食喫茶施設募集仕様書』のとおりとします。

### (3) 使用許可条件

#### ① 使用許可期間

使用許可の期間は、市が認めた事前準備に係る日から令和3年3月31日までの期間とします。ただし、公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して、支障がないと武雄市が判断する場合は、当初武雄市が設定した公募条件を変更しないことを前提として、1年ごとに使用許可申請を行うことにより、引き続き使用許可を受けることができます。なお、継続して使用許可を受けることを希望しない場合は、許可期間満了の3か月前までに武雄市に申し出てください。

#### ② 使用料

使用料は厨房部分のみを対象とし、武雄市行政財産使用料条例に基づき算出した額年額243,300円とします。その他光熱水費についてはメーター検針による実費額の請求となります。なお、使用料は武雄市が発行する納入通知書により、指定する期限までに納入してください。

#### ③ その他の必要経費等

出店に伴う厨房内の工事（給排水、内装工事等）、営業に使用するため使用者が用意した機器等の搬入設置にかかる費用、許可期間満了後の機器等の撤去に係る費用及びその他営業に関する申請費用等は事業者負担とします。

なお、前入居者の使用機器等を事業者間で購入することも可能です。現地説明会において機器をご確認ください。

### 4 疑義等の取扱い

本要領に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市と事業者とで協議して決定することとします。

### 5 事業者の選定方法

応募資格を満たした応募事業者によるプロポーザルにて計画提案を受付け、選定委員会にて決定します。

### 6 応募資格

応募事業者は、以下の資格要件を全て満たすこととします。

- (1) 飲食喫茶施設の応募者については、食事及び喫茶等を提供する店舗等の経営実績が1年以上あり、保健所の営業許可を受けていること。また、過去3年間において、食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 武雄市暴力団排除条例第2条第1号から同条第4号までに規定する者でないこと。（佐賀県暴力団排除条例第2条第2号から同条第4号に該当するものでないこと）
- (4) 租税を完納し、滞納がないこと。

※ここで規定する「者」は、法人、法人以外の団体、個人の全てに適用されます。

## 7 応募手続き

※公募に関する資料・様式は、武雄市役所ホームページからダウンロードしてください。

### (1) 提出書類

ア 申請書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号）

ウ 印鑑証明書（原本1部、発行日から3か月以内のもの）

エ 納税証明書（原本1部、発行日から3か月以内のもの。直近2年分の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書）

オ 登記事項証明書（謄本）（原本1部、発行日から3か月以内のもの）

カ 財務諸表（以下の写し1部、直近1年分）

（ア）貸借対照表

（イ）損益計算書

もしくは（ア）（イ）に準ずる書類

キ 出店に係る申請書類

飲食喫茶施設（様式3-1～様式3-5）

(2) 提出期間 令和2年4月6日（月）から令和2年4月16日（木）午後5時まで  
（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送

## 8 現地案内

(1) 開催日 令和2年4月6日（月）から4月12日（日）までの  
午前9時から午後5時まで間  
※希望する日時についてお問い合わせください。

(2) 開催場所 武雄市庁舎 1階ホール  
※前入居者の使用機器等をご確認ください。

## 9 質問書の受付

本募集に関する質問がある場合は、次により質問書を提出してください。なお、質問書提出以外での質問は受け付けません。

(1) 提出書類 質問書（様式第4号）

(2) 提出期限 令和2年4月13日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法 持参、郵送、FAX（持参以外は、到着確認をすること。）

(4) 提出先 武雄市総務部資産管理課 武雄市武雄町大字昭和12番地10

## 10 質問書に対する回答

質問に対する回答は、一括して令和2年4月14日（火）に市ホームページにおいて公表します。なお、質問回答書は、本実施要領の追加又は修正として、実施要領と同様に扱うものと

します。

#### 11 選考委員会

令和2年4月17日（金）（予定）

本選定の結果は、決定事業者に通知するとともに、武雄市ホームページ上にも掲載します。

#### 12 行政財産使用の申請

本選定にて決定事業者となった者は、本施設の使用許可を申請する権利を取得し、所定の手続きを経て武雄市から行政財産使用許可を受けるものとします。なお決定事業者との協議が整わない場合は、次順位の者に対し、同様に手続きを進めます。

#### 13 その他

- (1) 提出された書類は、返却しません。
- (2) 提出された書類は、本審査以外に使用しません。
- (3) 応募にかかる経費は、応募事業者の負担とします。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は無効とします。

#### 14 問合せ先及び提出先

〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和12番地10

武雄市 総務部 資産管理課

TEL：0954-27-7090

FAX：0954-23-3816

E-mail:shisankanri@city.takeo.lg.jp